

監査公告第3号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した議会事務局に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年9月5日

加賀市監査委員 浅井 廣史

議会事務局定期監査結果報告

第1 監査期間

令和元年6月10日から令和元年7月9日まで

第2 監査の対象

議会事務局

平成30年度（令和元年5月末現在）の財務に関する事務の執行状況

第3 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により議会選出委員である川下 勉委員は除斥した。

第4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況を調査するとともに、関係職員から所管事務について事情聴取を行った。（聴取内容の主な項目は別紙のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第5 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

議会事務局 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 非常勤職員の業務内容について
2. 常任委員会の組み換えについて
3. インターンシップ受入について
4. 議会モニター制度について
5. 定例会日程の見直しについて
6. 政務活動費について
7. 議会手話通訳士派遣業務委託について
8. 議会会議録の省力化について